

通信



屋敷林(居久根林)(矢巾町煙山城内山展望台から撮影)

目 次

- |                              |            |         |
|------------------------------|------------|---------|
| ●表紙写真                        |            | 1 P     |
| ●「生活保護利用の権利性を問う」             |            | 2 P～5 P |
| 「盛岡生活と健康を守る会」                | 会長 村山 繁 さん |         |
| ●ごみ処理施設広域化計画の問題点についての考察      |            | 5 P～6 P |
| 県央ブロックごみ処理施設広域化計画の撤回を求める太田の会 | 代表 黒澤 誠 さん |         |
| ●2020年度岩手地域総合研究所通常総会結果報告     |            | 7 P～8 P |
| ●通信員募集について                   |            | 7 P     |
| ●「地名の話 19」                   | 高橋 宏壽 さん   | 8 P     |

NPO法人  
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール  
Tel・Fax:019-624-6715  
メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

## 生活保護利用の権利性を問う

「盛岡生活と健康を守る会」

会長 村山 繁 さん

村山繁と申します。地域総研の会員ですが、県及び盛岡の生活と健康を守る会(以下「生健会」といいます。)の会員でもありますので、現在「生健会」で問題となっている2点を紹介したいと思えます。皆さんも一緒に考えていただけますか。

第1点は、生活保護行政に逆流が起こっているということ。全国で新型コロナウイルスによる災禍により国民の生活が苦しんでいるなか、国は、生活保護の申請があったら審査を最小限にして速やかに生活保護を決定するようにとの通知を全福祉事務所に通知しているにも関わらずです。では、具体的にどういう問題かという、生活保護利用に係る人権侵害の問題です。

生活保護法は、その第1条に述べられてあるように、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき」制定されております。つまり、生活保護の利用は生存権の行使であり、生活保護を相談、申請し、調査、決定するまでの手続き過程も、生存権の行使の一環として、人権が最大限に尊重されなければなりません(手続き的権利の尊重)。

今回、起こった人権侵害事件は、今年の5月に盛岡市福祉事務所が起こったものです。弁護士から紹介、依頼のあった0さんに同行し、一緒に生活保護申請に行きました。人権侵害行為は、この生活保護申請手続き中に起こりました。資産申告書に所持金を記載することとなつていますが、盛岡市福祉事務所の担当者が、申請面接中に突然、財布の提出を指示したので。そして、0さんから提出された財布の中身を担当者自身が実際に確認したので。そして、0さんから提出された財布の中身の金額が違う。」と言い、0さんが嘘を申告したかのような態度をとってきたのです。もちろん直ちに、担当員の行為は憲法違反、法律違反で重大な人権侵害である旨抗議したのですが、担当者は、「生活保護申請者には全員の財布の中身を確認している。」「財布を見なければ所持金の申告額が正しいかどうか確認できない。」と反論してきました。

さて、皆さんにお伺いします。何が問題で、何が人権侵害か分かりますか。友人複数にこのことを話し感想を求めてみましたが、回答は全員同じでした。「何が問題なの?」「生活保護を申請するなら貯金や保険も調べられるので、財布の中身も調べられて当たり前ではないの。」との答えでした。生活保護を申請する場合、一般的に、保護申請書、収入申告書、

資産申告書、包括的同意書を提出します。資産や収入があれば生活保護の前にそれを活用することが前提となっているからです(生活保護法第4条)。

しかし、ここで、注意してください。収入も資産もあくまで「自己申告」です。生活保護申請者の「自己申告」が生活保護制度の原則となっているのです。「自己申告」なので記載間違いが起こり得ます。そのため、生活保護法第28条では、生活保護申請者からこれらの内容について口頭での報告を求めるとともに、同法第29条により、預貯金や保険などは銀行や保険会社に照会しております。

では、所持金はどうやって確認するのでしょうか。私は、所持金を確認してはいけないというつもりはありません。例えば、国が決めた最低生活費が10万円なのに、所持金が100万円あったら、生活保護は受給できません。所持金で10か月間最低生活が維持できるからです。

所持金については、銀行も保険会社に照会しても確認はできません。所持金は、あくまで生活保護申請者が所持しているから所持金なのです。ではどうするか。生活保護法第28条より、福祉事務所は生活保護申請者から「報告を求める」ことができるのみです。「報告を求める」とは、「資産申告書には●●円」の所持

金しかない」と記載されていますが、これで間違いないでしょうか。」と口頭で確認できるといふことです。決して、財布の提出を求め、あるいは強要し、実際に中身まで確認することではないのです。財布の中から現金を出したのが、生活保護申請者であれ、担当者であれ。

では、何故、貯金や生命保険等が銀行等に照会できるのに、財布の中身まで調査し所持金の調査ができないのでしょうか。何故、財布の提示を求め、あるいは強要し、実際に財布の中身を確認することが人権侵害なのでしょうか。憲法第35条をご存じでしょうか。憲法第35条は、正式な令状がなければ所持品等の押収はできない旨定めています。生活保護申請者の所持金は、当然、所持品に含まれます。生活保護申請者は、生活が苦しいというところで、憲法第25条に基づき相談、生活保護を申請するために福祉事務所を訪れたものです。生活保護申請者は犯罪人でしょうか。裁判所からの令状はあるでしょうか。福祉事務所は裁判所に令状を請求する権限があるのでしょうか。担当者は令状を執行する権限があるのでしょうか。

私たちが所持品を調べられる場合のほとんどは、警察官からだと思えます。警察官は、警察官職務執行法第2条の規定に基づいて職務質問することができますが、所持品の提示を

求める条文は存在していません。判例で、職務質問に付随するものとして容認されているに過ぎないものです。そして、この場合でも、高度の犯罪が推定される場合に限られるのです。しかも、所持品の提出は強制ではなく任意です。(令状がないからです。)何故これらの規定が策定されたかという点、戦前のいわゆる「オイコラ警察」により国民の人権が著しく侵害されたことが二度と起こらないようにするためです。

以上、生活保護申請者から、財布の提出を求めること自体、憲法違反でありかつ何ら根拠法令を持たない違法で人権侵害の行為であるかが理解できたと思います。

しかし、同様な問題は、現に生活保護を利用していている人にも起こっていることも判明しました。生活保護利用者は年1回資産申告書を提出しなければならないこととなっております(このこと自体大いに問題があります)。この提出は建前は任意となっておりますが、実際には半強制となっており、提出しなければ何らかのペナルティが待っています。この資産申告書には、前述と同様、所持金を記載しなければなりません。そうです。福祉事務所のケースワーカーが、保護利用者の申告する所持金が正しいか間違いなのか確かめるために、財布の提示を求め、実際に、中身を調べるとい

う事態も起こっているのです。

皆さん、私たち生健会は直ちに盛岡市福祉事務所に抗議し、盛岡市福祉事務所からは、0さんに対しての謝罪と今回の行為は不適切であり、二度とこのようなことは行なわない、との文書をもらいましたが、全国各地の少ない福祉事務所の職員が、保護申請者と保護利用者の財布の中身を1円単位で強制的に調べています。なんの根拠法令もなしに。

今は昔、昭和30年代、昭和40年代頃には、今回の盛岡市福祉事務所の担当員が行ったように、財布の提示を強要し、実際には、お金を1円単位で確認していましたし、さらには、生活保護申請者の家の中に入り、家の中の押し入れ、タンス、机、冷蔵庫等の中の物を引っ張り出し、隠し金がないか、あるいは、隠し財産がないか調査していました。確かに、生活保護法第28条第1項では、福祉事務所の職員が生活保護申請者の居住の場所に立ち入り、調査できる権限を与えています。同じく同法第4項では、「この立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」とあえて述べているとおり、生活保護申請者及び利用者の私物荒しも憲法違反・法律違反、重大な人権侵害です。財布の提示を強要し、実際に、財布の中身を見られるということを見逃せば、以前のように、家の中の物まで勝手に

見られるという歴史に逆行するような事態に陥れかねません。

実際問題として、私たちも財布の中には当面のお金位を入れ、他は家の中の机等に保管してないでしょうか。例えば、生活保護を申請した場合、25,000円と所持金の申請をし、財布に3,500円しかなければどうなるでしょうか。これは不正申請でしょうか。残りの21,500円を福祉事務所の担当員に持ってきて見せなければならぬのでしょうか。あるいは家の中で実際に見せなければならぬのでしょうか。トータルで25,100円のお金があった場合は不正受給となるのでしょうか。

もし、財布の提出を断つたらどうなるのでしょうか。あるいは、申告額以上の所持金があったらどうなるのでしょうか。調査に協力しない、不正な資産申告をしたということで生活保護が却下となるのでしょうか。また、財布を見せると言われた屈辱に対して何らかの対応ができないでしょうか。

結論は、財布の提示を求めること、そして、実際に財布の中身を調べる権限は福祉事務所に与えられていないことから、拒否することはできません。拒否すべきと思います。これで却下となった場合は、県に対し不服審査請求を行うことができます。また、却下取り消し訴訟

を起こすこともできます。さらに、国家賠償請求訴訟を起こすことも可能と思われます。憲

法第12条は言います。「自由と権利は、不断の努力によつて保持しなければならない。」と。

第2の問題は、生活保護利用者はクレジットを保持、使用できるか、という問題です。皆さん、どう思いますか。これも複数の友人に尋ねました。「クレジットは借金だから持つてはだめではないか」、「クレジットは誰でも持つているので、持つてもいいのではないか。」と二つに分かれました。多分、ほとんどの福祉事務所では、クレジットの保有及び使用は禁止されていると推測されます。「クレジットは借金だから。」という理由だと思えます。

では、そもそも、クレジットとは何でしょうか。問題はここから始まります。クレジットとは、「物品購入費用等の後払いの未払金(つけ)であり、クレジット会社への金銭債務」です。借金ではありません。クレジット会社が利用者に対し金銭の直接的な貸し付けを行っているわけではないからです。契約の種類でいうと、クレジットは立替払い契約であり、借金は金銭消費貸借契約です。

従って、生活保護利用者はクレジットの保持や使用を禁止するとの法令がないし、借金でもないことから、保持しても使用しても構わないこととなります。ただし、全く問題がな

いかというところではありません。

問題その1として、クレジットのキャッシングです。キャッシングはクレジット会社からお金を借りることですので、生活保護法にいう収入となります。福祉事務所に収入申告しなければなりません。そして、借金した分保護費から差し引かれます。従って、キャッシングすることは全く意味がないこととなります。もし、福祉事務所に収入申告しないで後日のキャッシングが判明した場合は、不正受給としてこの分徴収されますし、悪質と認められた場合は、詐欺罪として警察に告訴される可能性があります。

問題その2としては、何でも自由に買っていいというものではないことです。日常生活のために使用する場合(日常のスーパー等での買い物、光熱水費の支払い等)は問題ありませんが、生活保護利用者が保有を認められない資産(例えば自家用車、高級な宝石、土地、家屋等)を購入した場合は問題が出てきます。まず、福祉事務所にこのような資産を購入したとの申告を行わなければなりません。福祉事務所としては、この資産の売却を指導します。指導に従わなければ、最終的には生活保護の減額変更、停止又は廃止という処分を受ける可能性があります。指導に従い売却した場合はその金額を収入として認定され、この分

の保護費が減額されます。もし、福祉事務所に資産申告せず後日判明した場合は、前述と同様、不正受給の取り扱いを受ける可能性があります。

問題その3は、クレジットの返済方法です。支払い方法として、1回払い、2回払い、ポーン払い、ポーン併用払い、分割払い、リボ払いがあります。分割払いやリボ払等は、高額な手数料がかかりますが、生活保護利用者の支払い方法についての法令はありませんので、基本的にはどの支払い方法を選択しても構わないということになります。ただし、分割払いやリボ払いは、1回目の支払いが終わらない前にまたクレジットを利用すると、最終残高が分かりづらくなりますし、当然、1回で支払う金額が多額となり支払いが困難となる可能性が高いので、生活保護利用者は、手数料が不要となる1回払いや2回払いが望ましいものと思われれます。

厚生労働省は、生活保護利用者のクレジットの保有及び利用について、明確な判断を示していないことから、クレジットの保有及び利用についての理論的な考察は以上のとおりですが、実際の取り扱い、個々の福祉事務所が対応しているのが実態です。

以上、生健会が現在対応している問題についてお伝えしましたが、このことに対応して

いる中で、何度も憲法の条文の確認が必要となりました。憲法前文、第12条、第13条、25条、35条等です。そして、いかに憲法が私たちの生活に密着しているか、いかに憲法を知らないか、を痛切に知ることになりました。皆さん、もう一度じっくり日本国憲法を読んでみませんか。

### ごみ処理施設広域化計画の問題点についての考察

県央ブロックごみ処理広域化計画の撤回を求める太田の会 代表 黒澤 誠 さん

盛岡広域8市町のごみ処理施設広域化計画については、第57号通信と第59号と一緒に添付したチラシでこれまでの経過を紹介していますが、今年2月27日の県央ブロックごみ処理施設広域化計画推進協議でも候補地決定には至っていません。

盛岡市は6月15日付けで前潟地区など関係町内会に新たに街路計画などまちづくりをセプトにしたごみ処理施設の建設計画を示しました。

これまで撤回する会は、住民説明会や市への要請等で、広域化しなければ国の補助金対象にならないこと。ダイオキシン対策ができないという市の説明が間違っていることを明

らかにできており、広域化計画はすでに破綻したと言えます。

また、盛岡市は、ごみ焼却施設を1カ所にする根拠資料として県央ブロック全体経費を示していますので、これについても検証を行い問題点を明らかにしていきたいと考えています。

この資料では、現在稼働中の6カ所のごみ処理能力と同じ規模での建設費、運営維持管理費と盛岡市に1カ所にまとめた場合の建設費と運営維持管理費等との比較で1カ所にまとめたほうが安いという資料になっています。盛岡市が一方的に示す資料であり果たして

この資料が信頼できるかということは、市民には分かりづらいものになっています。環境総合研究所の青山貞一氏の研究論文によると、処理能力1トン当たりの建設費は50トン以上は、処理能力が大きくなっても5,000万円前後になり、また同じメーカーが国内と諸外国での同規模の建設費を比較しますと日本の建設単価は、為替レートの違いはあるにしても諸外国の約3倍の高額になります。なぜ建設単価に大きな開きがあるのか疑問とするところです。

この資料では、1カ所にするにより中継施設の整備費、収集運搬費が必要になります。葛巻町からであれば夏場でも盛岡まで運

搬するのに1時間30分、さらに中継施設での小型収集車から大型収集車への積み替え作業が出てきます。

この方法であれば、毎日一般道路をごみ収集車が往復することになり日常の経済活動や環境への影響が懸念されます。

関係自治体にとっては、ガソリン等の化石燃料の消費と排ガスを周りに巻き散らすだけで何も得るものがないと言えます。

8自治体全体の将来人口とごみ排出量について、盛岡市の試算によれば、平成17年比でごみ焼却場開業予定の平成41年(令和10年)は、ごみ排出量25%減、人口は9.3%減、平成55年(令和25年)は、ごみ排出量36%減、人口は18.8%減になります。リサイクルの取り組みについては、各自治体に委ねるとしています。

次に関係自治体のリサイクル率を比較します。

下の表は、平成20年度から平成29年度までの10年間の推移を見たものです。これを見ますと、葛巻町は30%を超えています。その他の自治体はこの10年間を見ても10%台から20%台になっていてリサイクルが進んでいるとはいえません。

ごみ処理施設広域化計画は、あくまでも国の方針に従い焼却施設建設ありき、大型化あ

りきで進めようとしています。

1977年オランダでごみ焼却によりダイオキシン類発生が判明以降、欧米では廃棄物を減らし、焼却炉を削減することに邁進、努力してきましたが、日本はその後も一貫して廃棄物の焼却と焼却灰の埋め立て処分を継続しているのが現状です。

地球温暖化、大災害発生、有害ガスなどによ

県央ブロック全体経費		(単位：百万円)		
項 目		H26～55(30年間)		
		6施設建替	集約1施設3中継施設	差 額
ごみ焼却施設	施設整備費	48,100	17,000	-31,100
	運営・維持管理費	93,142	69,491	-23,651
中継施設	解体工事費		347	347
	施設整備費		1,240	1,240
収集運搬	運営・維持管理費		4,173	4,173
	収集運搬費(中継まで)		2,725	2,725
	収集運搬費(中継から)		930	930
	収集運搬費(直接分)	37,714	36,295	-1,419
30年間 計		178,956	132,201	-46,755

資料：盛岡市環境部

る環境汚染、コロナウイルス等による感染症の頻発による多くのリスクを地球規模で負うようになっていきます。

このことから、時代遅れの従来からのごみ焼却一辺倒の行政のやり方ではなく、将来的な展望をもって多角的な視点でごみ行政を進めていくことが必要であると考えます。

まずやらなければならないことは、広域化を進めるのではなく、3R(ごみ減量、再使用、リサイクル)を進めていくことが求められていると考えます。

	リサイクル率(%)									
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
盛岡市	17.1	16.6	17.5	17.9	17.54	17.1	16.1	17.6	16.1	16.7
八幡平市	13.8	13.4	11.2	12.7	11.8	11.2	10.7	11.5	11.3	11.2
滝沢市	36.1	32.8	30.6	28.3	26.4	26.2	27	29.7	24.7	26.9
雫石町	30.4	29.6	26.3	26.7	24.3	25.9	25.8	27.4	24.3	26.6
葛巻町	27.3	27.6	26.5	26.1	29.4	37.0	35.0	35.2	32.0	30.0
岩手町	15.8	16.1	15.0	14.4	15.7	15.8	15.2	14	14.1	14.7
紫波町	30.1	27.5	27.9	26.4	26.4	25.4	24.3	28.5	22.2	24.9
矢巾町	25.0	23.9	24.7	24.2	24.0	23.4	20.3	25.8	19.3	22.8
平成29年度人口10万人未満 1位：鹿児島県大崎町82.0%、2位：北海道豊浦町81.2%、3位：徳島県上勝町79.7%										
平成29年度人口10万人以上50万人未満										
平成29年度 1位：東京都小金井市51.8%、2位：神奈川県鎌倉市51.5%、3位：岡山県倉敷市45.3%										
(出展資料：岩手県環境生活部資源循環推進課)										

## 2020年度 岩手地域総合研究所通常総会 結果報告

今年度の当研究所の通常総会は6月26日(月)午前10時から11時まで岩手自治労連会議室で開催されました。

会員の皆様にはコロナ対策のため、「書面表決」による出席をお願いし、実質、研究所三役および事務局員の少人数参加の形で開催しました。その状況および結果について報告します。

1. 開 会  
金野副理事長が開会を宣言し、議長選出まで進行役を務めました。
  2. 議長選出  
事務局から井上理事長の推薦があり、異議なく選出されました。
  3. 理事長挨拶  
井上理事長から「このような形で開催になりましたが、十分なご審議をお願いします」との挨拶がありました。
  4. 総会成立宣言  
事務局から左記のとおり報告がありました。
- 会員数  
個人会員 88名、団体会員 26会員  
合計 114会員

### 「通信・いわて地域総研」 通信員を募集します

「通信・いわて地域総研」は会員の皆様に、時々のお話や問題提起、講座の内容などを掲載してきましたが、もっと会員の参加する、交流できる楽しい機関紙にしたいと考え、今回、通信員を募集することにしました。ぜひ多数ご応募ください。

1. 応募内容  
地域の活動 近所の話題 最近思うこと  
詩 川柳 短歌 俳句 世評 本の紹介  
地域の名物 ひとこま漫画 写真  
その他あまり長文でないもの何でも可
2. 応募方法  
最初は上記内容の物をひとつ送ってください。その際、ペンネームと本名、居住市町村名を書いてください。  
(本名だけの人は本名を載せます。居住地を掲載されたくない場合はその旨を記載。)
3. 応募期限  
特になし 随時送ってください。
4. 送付方法  
研究所へメールもしくはFAXで。
5. 掲載方法  
通信員の欄を設けて掲載します。  
投稿されたまま掲載します。  
ただし、明白に中傷、差別など社会常識にふれると思われる内容の場合は掲載されないこともあります。

岩手地域総合研究所 事務局

#### 本総会出席者

本人出席、個人会員6名、団体会員1会員

計7会員

「書面表決」出席者 個人会員46名  
団体会員16会員

計62会員  
合計69会員

議長が定款28条および30条第3項により総会は成立していることを宣言しました。

5. 議 決  
事務局から第1号議案(2019年度活

動報告、決算及び監査報告)、第2号議案(2020年度活動計画及び予算)、第3号議案(会費の改正)、第4号議案(役員の退任及び新任)が一括提案され、左記のとおり全会一致で承認されました。

第1号議案	賛成69、反対0、保留0
第2号議案	賛成69、反対0、保留0
第3号議案	賛成69、反対0、保留0
第4号議案	賛成69、反対0、保留0

6. 議長退任  
井上議長が退任しました。

## 7. 閉会

金野副理事長が閉会を宣言しました。

## 8. 付帯意見について

会員の皆様に「書面表決」をお願いした際に「制度としてある『研究員制度』について、活用と周知を図るべき」という趣旨のご意見がありました。

総会としてその意見を尊重し、今後、機会をとらえて「研究員制度」について会員の皆様に周知していくことを確認しました。

(文責 事務局長 小松勝治)

## 地名の話 20

高橋 宏壽 さん

よねしろがわ【米代川】八幡平市(安代町) 田山

岩手・青森・秋田の三県にまたがる四角岳や中岳を水源にする米代川は、田山盆地や秋田県の花輪(鹿角)・大館・鷹巣の盆地をうるおし、能代で日本海にそそぐ全長一三六kmの大川です。藩政時代、田山三八ヶ村は米代川河谷の森林の伐採や炭焼き、木材の川下カワサゲで生活してきたのです。この川下の経済価値を指摘した逸話があります。岩手郡御明神の地頭丹後が、藩主信直に岩手郡雫石庄の物産を

訊ねられたとき、

三千貫程御座候。在家千貫、山千貫、川千貫の御所に御座候ト申上候得バ。在家千貫、山千貫はもつとも也、川千貫いか様の漁イナリ仕哉ト。山ハ松・杉・桂・栗その他大分立申候得者ハ、材木春木等迄イカダト申に仕り、飯岡・栗谷川・勿論不來方コヌカタ(盛岡)、其外大郷迄川下シ相払(売買)申候。

雫石庄の良材も雫石川の川下げがなければ、価値が生まれないというのです。嘉永二年(1849)年七月、松浦武四郎『鹿角日誌』は、

鹿角花輪で目にした米代川の薪の川下のようすを述べている。

川有り、中二間(三・六尺)あまり。深サおよそ五尺(一五〇<sup>サ</sup>)と思える。この川、大川(米代川)との別れ際二大いなる柵を結び、これより水を引き来たる。すなわち山にて切り取る薪を、ここ(鹿角市玉内)にて小川に流し入るなり。その仕掛け、五里八里上より来るなり、薪一步として人の肩を勞せずして流し来ることに感嘆す。

米代川の上流、田山村から川下げされた薪が、八里(32km)も流れ下り、さらに細い川へ導かれ、鹿角花輪まではこぼれる様子はまことに壯観であったのだ。この小川は、鹿角花輪駅前を流れる農業用水の大堰です。

米代川の名前の「代(白)」は、ダンブリ長者の米のとき汁で白くなったという伝説があるが、ヨネ(砂地)・シロ(地帯)・カワ(川)で、砂州サスを流れる川、つまり、能代付近の河口の状況からついた名前とおもわれます。ヨネ(砂)は日本海側に広く分布する地名で、鳥取県の米子、新潟県の米山、福井・新潟の米納津ツツは有名です。

